## 瑞穂町職員の懲戒に関する条例 新旧対照表

新  $\Box$ 第1条及び第2条 略 第1条及び第2条 略 (減給の効果) (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その 発令の日に受ける給料の月額(地方公務員 発令の日に受ける給料の月額(地方公務員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につ 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につ いては、報酬の額(瑞穂町会計年度任用職員 いては、報酬の額(瑞穂町会計年度任用職員 の報酬等に関する条例 の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 (令和元年条例第2号)第5条に規定する特 例(令和元年条例第2号)第5条に規定する特 殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤 殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤 務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤 務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤 務に係る報酬を除く。))の5分の1以下に相 務に係る報酬を除く。))の5分の1以下に相 当する額を給与又は報酬から減ずるものと 当する額を給与又は報酬から減ずるものと する。この場合において、その減ずる額が する。この場合において、その減ずる額が 現に受ける給料の月額の5分の1に相当する 現に受ける給料の月額の5分の1に相当する 額を超えるときは、当該額を給与又は報酬 額を超えるときは、当該額を給与又は報酬 から減ずるものとする。 から減ずるものとする。 第4条から第6条 略 第4条から第6条 略